

**第 42 回研究会のヒアリング等を  
踏まえた事業者への追加質問  
及びその回答  
(光サービス卸の検証結果関係)**

**令和3年5月**

## 質問番号、回答者及び質問内容について

赤枠内は構成員限り

質問番号	回答者	質問内容
【質問1】 佐藤構成員	NTT東日本・ 西日本	資料 42-2の「その他の検証」について、卸料金と接続料相当額の差分で回収しようとしている費用は、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストと説明しているため、「接続料相当額」に①、②の費用を合計した [ ] (NTT東日本)、 [ ] (NTT西日本)がコストベースでの「卸料金」という理解でよいか。また、①、②それぞれコストを分けて、2017年度から2019年度について数値を示していただきたい。
【質問2】 佐藤構成員	NTT東日本・ 西日本	資料 42-2のp3では、NTT東日本・西日本の卸料金の妥当性評価において、「卸料金と接続料金相当額の差額」が、卸料金に対して3割程度としているが、2020年度のNTT東日本は約 [ ]、2018年度のNTT西日本は約 [ ]であることを踏まえると、この2019年度の3割程度が妥当であると言えるのか。
【質問3】 佐藤構成員	NTT東日本・ 西日本	資料 42-2のp3では、「①②の合計額」はNTT西日本の方が [ ]、卸料金に対する「卸料金と接続料相当額との差額」の割合はNTT東日本の方が [ ]のはなぜか
【質問4】 佐藤構成員	NTT東日本・ 西日本	「接続料相当額」はNTT東日本・西日本で異なるにも関わらず、「卸料金」はNTT東日本・西日本で同一なのはなぜか。「卸料金」は、別会社であるNTT東日本とNTT西日本が個別に各事業者と交渉しているのではなく、NTT東日本・西日本で調整し、決めていているということか。
【質問5】 佐藤構成員	NTT東日本・ 西日本	資料 42-2の「時系列比較による検証」について、p5で2017年度から2019年度の「接続料相当額」と「卸料金」の低減額は近似していると説明しているが、これを2017年度から2020年度の「接続料相当額」と「卸料金」それぞれの低減率で見ると、NTT東日本の戸建については▲16%と▲6%、NTT東日本の集合については▲15%と▲4%、NTT西日本の戸建については▲12%と▲6%、NTT西日本の集合については▲19%と▲4%となっており、近似しているとは言えないのではないか。また、p7～p9で2020年度の金額も示しているが、「接続料相当額」が下がっているにも関わらず、適切に「卸料金」に反映されていないように見える。この点はどのように考えているか。
【質問6】 佐藤構成員	NTT東日本・ 西日本	資料 42-2のp8について、NTT東日本の「接続料相当額」がNTT西日本の「接続料相当額」より [ ]、NTT東日本の「小売料金」がNTT西日本の「小売料金」よりも [ ]のはなぜか。理由を御教示いただきたい。
【質問7】 佐藤構成員	NTT東日本・ 西日本	資料 42-2の「時系列比較による検証」について、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、2年程度の期間ではその関係性が読み取れないため、全体としてのトレンドを見るためにも卸提供開始以降の「接続料相当額」、「卸料金」、「小売料金」を示していただきたい。
【質問8】 佐藤構成員	NTT東日本・ 西日本	資料 42-2の「時系列比較による検証」について、NTT東日本では「接続料相当額」、「卸料金」が [ ]、「小売料金」が [ ]しているのはなぜか。その要因について御教示いただきたい。

【質問9】 佐藤構成員	NTT東日本・ 西日本	卸提供開始以降の光サービス卸の収益及び利益について、お示しいただきたい。
----------------	----------------	--------------------------------------

質問1 資料 42-2の「その他の検証」について、卸料金と接続料相当額の差  
 分で回収しようとしている費用は、①光サービス卸の運営に係るコスト及び  
 ②卸先事業者の支援に係るコストと説明しているため、「接続料相当額」に①、  
 ②の費用を合計した [ ] (NTT東日本)、 [ ] (NTT西日本) が  
 コストベースでの「卸料金」という理解でよいか。また、①、②それぞれコス  
 トを分けて、2017年度から2019年度について数値を示していただきたい。  
 (佐藤構成員)

(NTT東日本・西日本回答) [ 赤枠内は構成員限り ]

光サービス卸に係るコストとしては、「接続料相当額」に加え、①光サービ  
 ス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストがあります。  
 これらを合算した、今回の検証において当社にて推計した2019年度の概算値  
 は、ご認識の通り、 [ ] 程度 (NTT東日本)、 [ ] 程度 (NTT西  
 日本) と見込んでいます。

また、2017年度から2019年度の①、②それぞれの概算値は下表の通り  
 です。

(NTT東日本の概算値)

	2017年度	2018年度	2019年度
光サービス卸に係るコスト			
接続料相当額			
接続料相当額以外のコスト			
①光サービス卸の運営に係るコスト			
②卸先事業者の支援に係るコスト			

(NTT西日本の概算値)

	2017年度	2018年度	2019年度
光サービス卸に係るコスト			
接続料相当額			
接続料相当額以外のコスト			
①光サービス卸の運営に係るコスト			
②卸先事業者の支援に係るコスト			

質問2 資料 42-2 の p 3 では、NTT 東日本・西日本の卸料金の妥当性評価において、「卸料金と接続料金相当額の差額」が、卸料金に対して3割程度としているが、2020年度のNTT 東日本は約 [ ]、2018年度のNTT 西日本は約 [ ]であることを踏まえると、この2019年度の3割程度が妥当であると言えるのか。

(佐藤構成員)

(NTT 東日本・西日本回答) [ ] 赤枠内は構成員限り

卸料金に対する「卸料金と接続料相当額との差額」の割合は、ご指摘の通り、年度毎に変動し、一定になるものではないと考えます。

2019年度の差額については、[ ] (NTT 東日本)、[ ] (NTT 西日本) となっています。この差額には、光サービスの運営に係る共通コストと、卸先事業者の支援に係るコストが含まれており、これらのコストの概算値として、1ユーザあたり [ ] 程度 (NTT 東日本)、[ ] 程度 (NTT 西日本) は生じていると見込んでいます。また、今後も既存の卸先事業者からの様々なご要望への対応・支援等が必要なことも踏まえると、2019年度における「卸料金と接続料相当額との差額」は、妥当なものと考えます。

なお、当社としては、競争状況や市場環境等も踏まえつつ、[ ] より卸料金の追加値下げ [ ] を予定しているところで

す。

質問3 資料42-2のp3では、「①②の合計額」はNTT西日本の方が[ ]  
[ ]、卸料金に対する「卸料金と接続料相当額との差額」の割合はNTT東日本の方が[ ]のはなぜか

(佐藤構成員)

(NTT東日本・西日本回答) [ ]

「①②の合計額」については、[ ]  
[ ] NTT東日本・西日本で差異があることから、NTT西日本の方が[ ]ものと考えます。

また、「接続料相当額」についても、[ ]  
[ ]、NTT西日本の方が[ ]ものと考えます。

以上のことから、卸料金に対する「卸料金と接続料相当額との差額」の割合はNTT東日本の方が[ ]ものと考えます。

質問4 「接続料相当額」はNTT東日本・西日本で異なるにも関わらず、「卸料金」はNTT東日本・西日本で同一なのはなぜか。「卸料金」は、別会社であるNTT東日本とNTT西日本が個別に各事業者と交渉しているのではなく、NTT東日本・西日本で調整し、決めているということか。  
(佐藤構成員)

(NTT東日本・西日本回答) 赤枠内は構成員限り

「接続料相当額」については、NTT西日本の提供エリアが30府県と分散していることや離島が多いこと等の地理的要因によって、NTT西日本の方が高くなっているものと考えます。

一方で、卸料金は、光サービス卸の提供開始時において、NTT東日本・西日本が全国均一のスペックでサービスを提供することを踏まえ、先行きを見通せない中でまずは全国均一の料金とすることが望ましいと考え、加えて、卸先事業者から全国展開をするにあたり  
も踏まえて、現時点、NTT東日本・西日本で同一料金としています。

質問5 資料42-2の「時系列比較による検証」について、p5で2017年度から2019年度の「接続料相当額」と「卸料金」の低減額は近似していると説明しているが、これを2017年度から2020年度の「接続料相当額」と「卸料金」それぞれの低減率で見ると、NTT東日本の戸建については▲16%と▲6%、NTT東日本の集合については▲15%と▲4%、NTT西日本の戸建については▲12%と▲6%、NTT西日本の集合については▲19%と▲4%となっており、近似しているとは言えないのではないか。また、p7～p9で2020年度の金額も示しているが、「接続料相当額」が下がっているにも関わらず、適切に「卸料金」に反映されていないように見える。この点はどのように考えているか。

(佐藤構成員)

(NTT東日本・西日本回答)

赤枠内は構成員限り

当社は光サービス卸開始以降、卸料金をこれまで2度にわたり値下げしてきました。

卸料金については、「接続料相当額」以外にも、光サービス卸の運営に係る共通コスト及び卸先事業者の支援に係るコストの状況や、需要動向、市場環境等を勘案して決定しているところです。

特に、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社としても社会全体の動きに合わせた卸先事業者のご要望への対応が必要となったことも踏まえ値下げを実施していませんが、現在、より卸料金の追加値下げ  を予定しているところです。

質問6 資料 42-2のp8について、NTT東日本の「接続料相当額」がNTT西日本の「接続料相当額」より [redacted]、NTT東日本の「小売料金」がNTT西日本の「小売料金」よりも [redacted] のはなぜか。理由を御教示いただきたい。

(佐藤構成員)

(NTT東日本・西日本回答) [redacted] 赤枠内は構成員限り

小売については、NTT東日本・西日本各社が、それぞれの地域の市場競争環境等を鑑みてメニューやその料金を設定しています。

西日本エリアにおいては、 [redacted] [redacted] しているため、ご指摘のようなNTT東日本・西日本の差が生じているものと考えます。

質問7 資料 42-2の「時系列比較による検証」について、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、2年程度の期間ではその関係性が読み取れないため、全体としてのトレンドを見るためにも卸提供開始以降の「接続料相当額」、「卸料金」、「小売料金」を示していただきたい。

(佐藤構成員)

(NTT東日本・西日本回答)

光サービス卸の提供を開始した2015年度以降の「接続料相当額」、「卸料金」、「小売料金」の推移は別表の通りです。

質問8 資料 42-2の「時系列比較による検証」について、NTT東日本では「接続料相当額」、「卸料金」が [ ]、「小売料金」が [ ]しているのはなぜか。その要因について御教示いただきたい。  
(佐藤構成員)

(NTT東日本・西日本回答) [ ]

NTT東日本の小売料金の水準は、戸建では [ ] (2017年度) から [ ] (2019年度) と [ ]、集合では [ ] (2017年度) から [ ] (2019年度) と [ ]しています。これは、 [ ]が主な要因と考えます。

質問9 卸提供開始以降の光サービス卸の収益及び利益について、お示しいただきたい。

(佐藤構成員)

(NTT東日本・西日本回答) 赤枠内は構成員限り

当社として、光サービス卸に関する収益及び利益について把握しておりません。また、累積利益については、光サービス卸の契約者の過半が小売からの転用であることを踏まえれば、当該ユーザを獲得するために要した費用を光サービス卸としてどのように見込むかといった課題もあり、把握することは困難であると考えます。

<参考>今回算出した1ユーザあたりコストから算出した収支差の概算値

	NTT東日本	NTT西日本
営業収益		
営業費用		
収支差		

※ 営業収益は、2015年度から2019年度の各年度における前年度末契約者数と当年度末契約者数の平均値に各年度の卸料金及び12カ月を乗じて算出。営業費用は、2015年度から2019年度の各年度における前年度末契約者数と当年度末契約者数の平均値に、質問1の回答と同様の方法で算出した各年度の光サービス卸に係るコスト及び12カ月を乗じて算出

戸建<sup>※1</sup>

【参考】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
①小売料金						
②卸料金						
③1ユーザあたり 接続料相当額						
差分（①－②）						
差分（②－③）						

集合<sup>※2</sup>

【参考】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
①小売料金						
②卸料金						
③1ユーザあたり 接続料相当額						
差分（①－②）						
差分（②－③）						

全体平均<sup>※3※4</sup>

【参考】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
①小売料金						
②卸料金						
③1ユーザあたり 接続料相当額						
差分（①－②）						
差分（②－③）						

※1 フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ

※2 フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均

※3 ※1と※2に加え、フレッツ 光ライト ファミリータイプを含めた加重平均

(2015・2016年度については、フレッツ 光ライトの卸提供を開始していないことから含まれていない)

※4 フレッツ 光クロスは、2019年度末時点で卸提供を実施していないことから含まれていない

(注) 小売料金の2015年度・2016年度は今回報告にあたり算定（前年度平均割引率を加味した利用料を記載。2017年度～2019年度は、「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について（要請）」の値を記載。

2020年度は、2020年度接続料の認可申請時に行った「接続料と小売料金との関係の検証（スタックテスト）」の値を記載。

卸料金の2015年度～2019年度は、「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について（要請）」の値を記載。2020年度は、2021年3月11日現在の金額を記載。

接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値。また、接続料を設定していない設備についても加算した値を記載。

戸建<sup>※1</sup>

【参考】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
①小売料金						
②卸料金						
③1ユーザあたり 接続料相当額						
差分（①－②）						
差分（②－③）						

集合<sup>※2</sup>

【参考】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
①小売料金						
②卸料金						
③1ユーザあたり 接続料相当額						
差分（①－②）						
差分（②－③）						

全体平均<sup>※3※4</sup>

【参考】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
①小売料金						
②卸料金						
③1ユーザあたり 接続料相当額						
差分（①－②）						
差分（②－③）						

※1 フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ

※2 フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均

※3 ※1と※2に加え、フレッツ 光ライト ファミリータイプを含めた加重平均

(2015・2016年度については、フレッツ 光ライトの卸提供を開始していないことから含まれていない)

※4 フレッツ 光クロスは、2019年度末時点で卸提供を実施していないことから含まれていない

(注) 小売料金の2015年度・2016年度は今回報告にあたり算定（前年度平均割引率を加味した利用料を記載。2017年度～2019年度は、「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について（要請）」の値を記載。

2020年度は、2020年度接続料の認可申請時に行った「接続料と小売料金との関係の検証（スタックテスト）」の値を記載。

卸料金の2015年度～2019年度は、「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について（要請）」の値を記載。2020年度は、2021年3月11日現在の金額を記載。

接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値。また、接続料を設定していない設備についても加算した値を記載。